

財政援助団体監査の監査結果（指摘事項）に係る改善等措置状況報告一覧表（財政援助団体監査結果報告書（平成23年12月26日分））

番号	対象部	対象課	件名	指摘事項	措置等の状況	発生原因	措置内容	組織としての再発防止策 又は改善策
4	教育部	学校給食センター	補助金交付事務 手続等について	各団体の補助金交付申請書に添付の収支予算書には、補助金交付要綱の規定に基づく補助対象事業ごとに補助対象経費の金額を記載させ、補助金の交付決定時に補助対象額を精査、確認する必要がある。	未措置・検討中	みよし市給食協会補助金交付要綱第4条各号ごとに補助対象経費が明確でない。	補助事業ごとに補助対象経費の内訳を明記する。	補助対象事業の見直しを行う。
	健康福祉部	高齢福祉課			措置済・実施済	シルバー人材センターの収支予算書に、補助対象経費記載がなかった。	補助事業ごとに補助対象経費の内訳を明記させた。	補助対象経費の内訳書を添付させることとした。
5	教育部	学校給食センター	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号。以下「派遣と請負の区分基準」という。）による発注者としての請負契約の点検について	市学校給食センターは、みよし市給食協会と給食賄材料購入委託契約により、学校給食センターの業務のうち、給食物資の購入及び調理等の業務を同協会に委託している。この業務委託は、請負形式の契約により行われているが、同協会の業務の遂行方法、機械設備等の調達、費用負担、運営補助金交付等の実態を踏まえ、「派遣と請負の区分基準」に基づいて判断すると、労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の適用を受ける可能性があるため、適正な請負を実施するため、「派遣と請負の区分基準」に基づき、同協会との給食賄材料購入委託契約の内容、仕様等の点検、見直しを要する。	未措置・検討中	<ul style="list-style-type: none"> 「給食賄材料購入委託契約」の金額は賄材料の購入分で契約しているが設計書では賄材料の購入から調理、配缶、洗浄、保管までを業務内容としている。 仕様書では調理業務に関する記述がない。 	「給食賄材料購入委託契約」について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準第2条の各項目ごとに、点検見直しを実施し、是正改善を要するところは改善する。	市と協会との契約書仕様書に経費分担区分を明確に定める。
6	教育部	学校給食センター	施設使用手続について	行政財産である学校給食センターの事務室を受託者の協会事務所として使用させているが、使用手続がされていなかった。	未措置・検討中	学校給食の提供という同じ目的でセンター、協会共に同一の事務室と、捉えていたため私用手続きがされていなかった。	給食協会従業員の人事管理、労務管理等適切な管理が必要なため、事務室の使用については、市と給食協会の間で双務契約を締結する。	使用手続きに不備がないようにする。
7	みよし市給食協会		契約書貼付の収入印紙について	市と締結した「給食賄材料購入委託契約書」については、印紙税法別表第一第二号（請負に関する契約書）課税文書に該当するものである。	措置済・実施済	印紙税法第7号の「継続的取引の基本となる契約書」として捉えていた。（給食賄材料購入委託契約書）	委託契約書は印紙税法による「請負に関する契約書」に該当し、不足額を貼付させた。	印紙税法の該当区分を的確に把握させる。
8	みよし市給食協会		「派遣と請負の区分基準」による自主点検について	「派遣と請負の区分基準」に基づき、請負事業主としての業務遂行方法等について点検を行う必要がある。	未措置・検討中	<ul style="list-style-type: none"> 「給食賄材料購入委託契約」の金額は賄材料の購入分で契約しているが設計書では賄材料の購入から調理、配缶、洗浄、保管までを業務内容としている。 仕様書では調理業務に関する記述がない。 	給食賄材料購入委託契約の業務の処理に関し「派遣と請負の区分基準」に基づき、請負事業主としての業務遂行方法等について点検を行わせる。	点検の結果、派遣と請負の区分基準に該当しない項目については、改善するよう指導を徹底する。
9	社みよし市シルバー人材センター		法人諸規程の整備について	役員の報酬、旅費に関する規程が整備されていなかった。	措置済・実施済	既存規程の中に一般役員の旅費支給金額の規定がないまま市に準じた取扱をしてきた。 ①会長報酬及び旅費支給金額の規程 ②役員の費用弁償に関する規程	既存規程を廃止し、次の2規程を新たに制定し、24年4月1日から施行する。 ①役員及び委員の報酬に関する規程 ②役員等の旅費に関する規程	平成23年11月30日臨時総会において規程を制定した。
10	社みよし市シルバー人材センター		財産管理について	物品等の管理において、財務規程に定める帳簿により管理されていないものがあつた。また、固定資産台帳が整備されていなかった。	措置済・実施済	規程を確認することを怠り、物品購入及び固定資産購入についての帳簿を整備していなかった。	指導後、直ちに帳簿を整備した。	物品の出入、処理及び台帳等の整備を行い、管理者を含めて管理を徹底することとした。